

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙1別表、別紙3第3及び別紙5別表、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)第4、農業基盤整備促進事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知)第4並びに中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1336号農村振興局長通知)別紙1第2、別紙2第2、別紙3-1第3、別紙3-2第2及び別紙3-3第2に規定する事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)が、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知)、農地耕作条件改善事業実施要綱、農業基盤整備促進事業実施要綱及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知)(以下「国の実施要綱」と総称する。)に基づいて事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第3 別表第1の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業メニューの新設又は廃止
- (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、農山漁村振興交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知)別表、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知)第11及び中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱(平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知)別表に掲げる軽微な変更以外の変更並びに土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)第8第11項に掲げる変更

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領

した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5の2 広域振興局長(以下「局長」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金遂行状況報告書(様式第8号)により、局長に報告するものとする。

(前金払)

第7 局長は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金前金払請求書(様式第9号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

別表第1（第2関係）

区 分	経 費	補助率
農山漁村振興交付金	事業実施主体が農山漁村振興交付金実施要領別紙1別表、別紙3別表及び別紙5別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農山漁村振興交付金実施要領別紙1別表、別紙3別表、及び別紙5別表により算出される額
農地耕作条件改善事業	事業実施主体が農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第6及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表2により算出される額
農業基盤整備促進事業	事業実施主体が農業基盤整備促進事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農業基盤整備促進事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知）第7及び土地改良事業関係補助金交付要綱別表(16)により算出される額
中山間地域所得向上支援対策	事業実施主体が中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙1別表、別紙2別表1、別紙3-1別表、別紙3-2第2及び別紙3-3別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1336号農村振興局長通知）別紙1第4、別紙2第7、別紙3-1別表、別紙3-2第4及び別紙3-3第7により算出される額
付帯事務費	市町村が指導監督その他の事業に附帯する事務及び事業実施主体が当該事務を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	当該事務又は事業実施主体が当該事務を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定による 書類	岩手県農業基盤整備促進事 業費補助金交付申請書 1 地区別事業内容及び配 分表 2 その他局長が必要と認 める書類	第1号 第2号	各1部	別に定める。
規則第6条 第1項第1 号、第2号及 び第3号の 規定により 承認を受け る場合の書 類	岩手県農業基盤整備促進事 業変更（中止、廃止）承認申 請書 1 地区別事業内容及び配 分表 2 その他局長が必要と認 める書類	第3号 第2号	各1部	変更（中止・廃止） の理由が生じた日 から15日以内
規則第13条 第1項の規 定による書 類	岩手県農業基盤整備促進事 業費補助金請求（精算）書 1 実績報告書 2 収支精算書 3 附帯事務費 4 その他局長が必要と認 める書類	第4号 第5号 第6号 第7号	各1部	事業完了後30日以 内又は事業実施年 度の3月31日のい ずれか早い日

〇〇広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印
 所在地
 名称
 代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書

区 分	本年度 事業費 円	本年度 交付額 円	県 費 円	市町村費 円	その他 円	備 考
1 〇〇事業〇〇地区 （1）事業費 （2）市町村等附帯事務費						
合 計						

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額 円	前年度 予算額 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 県補助金					
2 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
〇〇事業〇〇地区	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

3 地区別事業内容及び配分表 (様式第2号のとおり)

4 事業の完了予定 年 月 日

5 添 付 書 類 都道府県又は市町村の補助金の交付規程又は要綱

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(農山漁村振興交付金)

市町村名	地区名	全体計画										前年度まで		本年度										本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考
		事業メニュー番号	事業メニュー	要件類別番号	事業内容及び事業量	実施期間	事業実施主体	全体事業費A	交付金額(千円未満は切り捨て)C	交付額算定率B	交付限度額(千円未満は切り捨て)C×B/A	事業費	交付金D	事業内容及び事業量	事業費	交付金額(千円未満は切り捨て)	(次年度以降調整費)	都道府県費	市町村費	その他	本年度未達率E	単年度交付限度額F=C×E-D	仕入れに係る消費税相当額	事業費	交付金	事業費	交付金	確定全体事業費	交付額算定率	交付限度額(A)	交付金の総額(B)	精算を要する額(A-B)	
							円	円	%	円	円		円	円		円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	
	合計																																
	①事業費計(=合計)																																
	②①のうち前置工夫発揮事業計																																
	③①のうち附帯事業計(ハード事業費)																																
	④附帯事務費(ハード事業費)																																
	総合計(①+④)																																

1 記入にあたっては、実施要領別紙6の参考様式1「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画の記入について」に準じる。ただし、実績額の記入にあたっては、円単位まで記入すること。

2 別記様式第3号及び第6号に添付する場合は、変更前の内容を『()』にし、変更後の内容をその下段に記入すること。

3 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること。

4 「次年度以降調整額」は、交付要綱第3第4項による額を記載するものとし、「本年度交付金」の欄の内数とする。

5 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあっては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(農地耕作条件改善事業)

(単位:円)

都道府県名	市町村名	地区名	計画区分	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間		事業実施主体	総事業費 (A)	交付限度額 算定国費率 (B)	交付限度額 算定基礎額 【定率】 (C)=(A)×(B)	交付限度額 算定基礎額 【定額】 (D)	前年度までの の事業費 (E)	前年度までの の交付済み の総額 (F)	差額 (G)	本年度 事業費 (H)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (I)=(H)×(B)	単年度 交付限度額 算定基礎額 【定額】 (J)	本年度 交付限度額 算定基礎額 (K)=(I)+(J)-(G)	本年度 都道府県費	本年度 市町村費	本年度 その他	翌年度以降 事業費 (L)=(A)-(E)-(H)	翌年度以降 交付限度額 算定基礎額 (M)=(C)+(D)- (F)-(K)	備考
				定額・定率 の区分	事業 番号	事業名		開始 年度	完了 年度																		
												0				0		0		0				0	0		
												0				0		0		0				0	0		
												0				0		0		0				0	0		
												0				0		0		0				0	0		
												0				0		0		0				0	0		
											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
												0				0		0		0				0	0		
												0				0		0		0				0	0		
												0				0		0		0				0	0		
											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の地区(農地耕作条件改善計画)をまとめて交付申請する場合は、別様式第1号の「2 事業の内容及び計画」欄で区分した地区ごとに「計」欄で集計する。
- 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」を記載する。
- 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」を記載する。
- 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
 - 定額助成
 - 1: 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、2: 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、3: 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、4: 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、
 - 5: 暗渠排水、6: 湧水処理、7: 末端畑地かんがい施設、8: 客土、9: 除礫、10: 更新のうち用水路、11: 更新のうち排水路、12: 更新のうち農作業道、13: 更新のうち特認事業、
 - 14: 条件改善推進費、15: 高収益作物転換推進費
 - 定率助成
 - 16: 農業用排水、17: 暗渠排水、18: 土層改良、19: 区画整理、20: 農作業道、21: 農地造成、22: 農用地の保全、23: 営農環境整備支援、24: 管理省力化支援、
 - 25: 品質向上支援、26: 条件改善促進支援、27: 高収益作物導入支援
- 「事業名」欄には、上記4の番号に該当する名称を記載する。
- 「法律・予算の区分」欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、法律補助「1」と記載し、それ以外は予算補助「2」と記載する。
- 「事業実施期間」欄には、各計画の実施期間を記載する。
- 「事業実施主体」欄には、交付対象事業者と事業実施主体が異なる場合(間接交付を行っている場合)に、その主体名を記載する。また、交付対象事業者と事業実施主体が同じ場合は「0」と記載する。
- 「総事業費(A)」欄には、事業実施期間全体における事業費の総額を記載する。
- 「交付限度額算定国費率(B)」欄には、定率の区分の場合に、その国費率を記載する。
- 「交付限度額算定基礎額【定額】(D)」欄には、「総事業費(A)」の額のうち国費相当額を記載する。
- 「前年度までの事業費(E)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。
- 「差額(G)」欄には、前年度において、第4の3の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。 ※同じ地区内において他の交付対象事業における調整額を融通しても構わないが、各交付対象事業における全体事業費を超えないように注意すること。
- 「本年度交付限度額算定基礎額(K)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(H)」と同額になるよう注4
- 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書きで記載し、下段に変更後申請額を記載する。
- 「精算交付額(N)」欄には、当該年度にすでに概算払請求により交付を受けた額も含めて記載する。
- 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載する。

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(中山間所得向上 調査計画)

(単位:円)

整理番号	市町村名	地区名	事業内容	事業実施主体	経費の配分及び負担区分等						国庫交付金の精算		備考	
					事業費 A	交付限度額 (1地区上限500 万円)B	負担区分				間接交付事業者への交付金の 交付完了年月日G	既受領額 H		精算額 I
							国庫交付金 C	都道府県費 D	市町村費 E	その他 F				
合計														

- 「事業内容」欄には、実施する取組名(実施要領別紙1の別表の取組)を箇条書きに記入すること。
(例)「計画策定に係る調査・調整」「農作物の販売戦略の策定」
 - 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること。
 - 「経費の配分及び負担区分等」(間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず、前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること。
 - 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するもの都市、そのうち最後の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。
 - 備考の欄は、1行目に仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、「同税額」が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業費には、「今回追加」と、変更対象事業費には「今回変更」とそれぞれ追記すること。

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(中山間所得向上 基盤整備)

(単位:円)

整理番号	市町村名	地区名	交付対象事業				法律・予算 の区分	事業実施主体	経費の配分及び負担区分等							国庫交付金の精算		備考		
			定額・定率 の区分	事業 番号	事業名	交付金限度額				負担区分				間接交付事業者への交付金の 交付完了年月日 G	既受領額 H	精算額I				
						事業費 A			交付限度額 算定国費率 【定率】 ①	交付限度額 算定基礎額 【定率】 ②=A×①	交付限度額 算定基礎額 【定額】 ③	交付限度額合 計額 B=②+③	国庫交付金 C				本年度 都道府県費 D		本年度 市町村費 E	本年度 その他 F
合計																				

- 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」を記載する。
- 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
○定額助成
1010:田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、1020:田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、1030:畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、1040:畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、1050:暗渠排水、1060:湧水処理、1070:末端畑地かんがい施設、1080:客土、1090:除礫、
1101:更新整備のうち用水路、1102:更新整備のうち排水路、1103:更新整備のうち農作業道、1104:更新整備のうち特認事業、1110:条件改善推進費
○定率助成
2010:農業用排水施設、2020:暗渠排水、2030:土層改良、2040:区画整理、2050:農業作業道等、2060:農地造成、2070:農用地の保全、2080:営農環境整備支援、2090:管理省力化支援、2100:品質向上支援、2110:条件改善促進支援、2120:指導
- 「事業名」欄には、上記2の番号に該当する名称を記載する。
- 「法律・予算の区分」欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、法律補助「1」と記載し、それ以外は予算補助「2」と記載する。
- 「事業実施主体」欄には、交付対象事業者と事業実施主体が異なる場合(間接交付を行っている場合)に、その主体名を記載する。また、交付対象事業者と事業実施主体が同じ場合は「0」と記載する。
- 「総事業費(A)」欄には、事業実施期間全体における事業費の総額を記載する。
- 「交付限度額算定国費率(B)」欄には、定率の区分の場合に、その国費率を記載する。
- 「交付限度額算定基礎額【定額】(D)」欄には、「総事業費(A)」の額のうち国費相当額を記載する。
- 「経費の配分及び負担区分等」「(間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G)欄(欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず、前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること。
- 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するもの都市、そのうち最後の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること
- 備考の欄は、1行目に仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、「同税額」が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業費には、「今回追加」と、変更対象事業費には「今回変更」とそれぞれ追記すること

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(中山間所得向上 施設整備)

(単位:円)

整理番号	市町村名	地区名	交付対象事業				事業実施主体	経費の配分及び負担区分等						国庫交付金の精算		備考	
			事業番号	事業名	事業内容及び事業量	事業費 (A)		交付金限度額		負担区分				間接交付事業者への交付金の交付完了年月日 G	既受領額 H		精算額 I
								交付額 算定交付率 ①	交付限度額合計額(千円未満切り捨て) B=A×①	国庫交付金 C	本年度 都道府県費 D	本年度 市町村費 E	本年度 その他 F				
合計																	
市町村等附帯事務費																	
総計																	

- 「事業番号」欄には、実施要領別紙3-1別表の交付対象事業費毎に番号を記入すること。なお、付番する番号は以下のとおりとする。
1: 地域連携販売力強化施設、2: 農産物等処理加工施設、3: 農産物等集出荷貯蔵施設、4: 高生産性農業用機械施設、5: 農業集落同、6: 小規模農林地等保全整備
- 「事業名」欄には、上記1の番号に該当する事業名を記入すること。
- 「事業内容及び事業量」欄には、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。
(例)「地域連携販売力強化施設: 1棟500㎡」、「トマト処理加工施設: 1棟、300㎡」、「農産物包装機会: 1台」等
- 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること
- 「総事業費(A)」欄には、事業実施期間全体における事業費の総額を記載する。
- 「交付限度額算定国費率(B)」欄には、定率の区分の場合に、その国費率を記載する。
- 「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること
- 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するものとし、そのうち最終の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。
- 備考の欄は、1行目に仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業には「今回追加」と、金額の変更対象事業には「今回変更」とそれぞれ追記すること。
- 「都道府県附帯事務費」欄には、都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱については実施要領別紙3-1及び「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の附帯事務費及び工事雑費の取扱について」(平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知)により定められていることに留意すること。
- 「市町村附帯事務費」欄には、市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱については実施要領別紙3-1及び「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の附帯事務費及び工事雑費の取扱について」(平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知)により定められていることに留意すること。
なお、「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄の列には、8と同様に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入すること。

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(中山間所得向上 高収益)

(単位:円)

整理番号	市町村名	地区名	交付対象事業			事業実施主体	経費の配分及び負担区分等								国庫交付金の精算		備考		
			定額・定率の区分	事業番号	事業名		交付金限度額				負担区分				間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G	既受領額H		精算額I	
							事業費(A)	交付限度額算定国費率【定率】①	交付限度額算定基礎額【定率】②=A×①	交付限度額算定基礎額【定額】③	交付限度額合計額 B=②+③	国庫交付金C	本年度都道府県費D	本年度市町村費E					本年度その他F
合計																			

1 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」を記載する。

2 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

- 定額助成
 - 10:高収益作物転換推進費
- 定率助成
 - 20:高収益作物導入支援

3 「事業名」欄には、上記2の番号に該当する事業名を記入すること。

4 「事業実施主体」欄には、事業実施主体の名称を記入すること。

5 「事業費A」欄には、対象となる事業費の総額を記入すること。

6 「交付限度額算定国費率【定率】①」欄には、定率の区分の場合に、その国費率を記入すること。

7 「交付限度額算定基礎額【定額】③」欄には、「事業費A」の額のうち国費相当額を記入すること。

8 「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず8「交付限度額算定基礎額【定額】(D)」欄には、「総事業費(A)」の額のうち国費相当額を記載する。

前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容をその下段に記入すること。「経費の配分及び負担区分等」(「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄を除く)欄については、別記様式第2号及び第6号に添付する場合は、変更の有無にかかわらず、前回までの交付決定の内容を上段に()書きし、今回提出の内容を

9 「間接交付事業者への交付金の交付完了年月日G」欄には、間接交付事業である場合に、間接交付事業者への交付金の交付が完了した日を記入するものとし、そのうち最終の交付完了年月日については「合計」欄の行にも記入すること。

10 地区別事業内容及び配分表(収益性の高い農作物の導入、高付加価値化・販売力強化)整理番号市町村名地区名交付対象事業事業実施主体経費の配分及び負担区分等国庫交付金の精算備考定額・定率の区分事業番号事業名事業費交付金限度額負担区分間接交付事業者への交付金の交付完了年月日交付限度額精算額算定国費率【定率】また、2行目以降には受領した交付決定通知に関する通知日及び文書番号並びに交付決定区分を追記することとし、別記様式第2号に添付する場合は、さらに追加交付申請対象事業には『今回追加』と、金額の変更対象事業には『今回変更』とそれぞれ追記すること。

様式第3号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印
所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった事業の実施について、下記の理由により収支予算等を変更（中止、廃止）し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、関係書類を添えて申請します。

（注）金額に変更がない場合は〔 〕の部分を除く。

記

変更の理由及び内容

（注）上記「関係書類」は、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書の「2 収支予算書」及び「3 地区別事業内容及び配分表」の様式に準じ作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

なお、地区別事業内容及び配分表の変更がない市町村分は「その他変更がない市町村分」として一括して記載して差し支えない。

様式第4号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金請求（精算）書

年 月 日付けで岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

金	円	
補助金交付決定額	金	円
内前金払受領額	金	円

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合には、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第5号（別表第2関係）

実績報告書

年 月 日付で 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が次のとおり完了したの
で、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (様式第6、7号のとおり)
- 3 事業の成果 (様式第2号のとおり)
- 4 事業の完了 年 月 日

(注) 別紙様式第2号の財産管理台帳を添付すること。

収 支 精 算 書

区 分	事業費	交付額	県 費	市町村費	その他	備 考
〇〇事業〇〇地区 (1) 事業費 (2) 市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県補助金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
〇〇事業〇〇地区	円	円	円	円	
合 計					

様式第7号（別表第2関係） 附帯事務費

区 分	事業費	交付額	県 費	市町村費	その他	備 考
	円	円	円	円	円	
市町村等附帯事務費 ○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ ○○町 ○○○ ○○○ ○○土地改良区 ○○○						
合 計						

第 年 月 日 号

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）遂行状況報告書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	実施計画		出 来 高		進捗率 (B)/(A) %	備考
	事業費(A) 円	交付額 円	事業費(B) 円	交付額 円		
合 計						

2 事業の完了予定日 年 月 日

第 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 内 訳

区 分	補助金交付 決定額	前回までの 既 受 領 額	今回請求額	差引残額
〇〇事業〇〇地区 (1) 事業費 (2) 市町村附帯事務費	円	円	円	円
合 計				

3 理 由

(参考添付)

岩手県指令〇広 第〇号

住 所

法人又は氏名

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金〇〇円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

平成〇年〇月〇日

〇〇広域振興局長 印

記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成〇年度岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書に添付の地区別事業内容及び配分表のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2089 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱（平成 29 年 1 月 31 日付け農建第 463 号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

- 5 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、県からの補助金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
- (1) 補助事業者は、補助金請求を行うに当たって、終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第1号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 6 補助事業者は、県補助金規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りではない。
- 7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、又は国規則第5条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 8 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 9 補助事業者は、前記8の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 10 〇〇広域振興局長は、補助事業者が前記9の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。
- 11 補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から10までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。補助事業者は、この交付金の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から10までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。

(参考添付)

別紙様式第1号

第 号
平成 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名

所在地

名 称

代表者 氏 名

消費税等仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日付け指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定のあった平成 年度岩手県農業基盤整備促進事業 (〇〇事業) について、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額	金	円
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(参考添付)

別紙様式第2号

財産管理台帳

地区名	事業実施主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得金額	交付金 (国費相当額)	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	交付金返還額	
					円	円	円					円	
合	計												

- 注1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載する。
注2 交付金欄には、様式第8号による精算交付額（国費相当額）を（ ）書きで記入する。なお、当該施設の処分等に当たって国費の返還を必要とする場合は当該国費相当額により返還額を算定することとする。